

兵庫県公報

令和3年3月31日 水曜日 第15号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）……	1
訓 令	
○ 職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）……	1

公布された法令のあらまし

●単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（規則第18号）
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正により、在勤庁以外の場所で在宅勤務として勤務することができる職員の範囲及び場所を明確にすることに伴い、同条例が適用されない単純な労務に雇用される職員の在宅勤務について必要な事項を定めることとした。

規 則

単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第18号

単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年兵庫県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中「休暇」の右に「、在宅勤務」を加える。

第9条の見出し中「及び休暇」を「、休暇及び在宅勤務」に改め、同条中「及び休暇」を「、休暇及び在宅勤務（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第22条第1項に規定する在宅勤務をいう。）」に、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条の規定は、この規則の施行の日以後に同条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第22条第1項の承認を受けて行う同項に規定する在宅勤務について適用する。

訓 令

兵庫県訓令第2号

本 庁
地 方 機 関

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

目次及び第3章の章名中「勤務時間」を「勤務時間等」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務）

第20条の2 職員は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号。第4項及び第22条第1項において「勤務時間条例」という。）第22条第1項の規定により、在宅勤務（同項に規定する在宅勤務をいう。次項から第4項までにおいて同じ。）をすることができる。

2 職員は、在宅勤務をしようとするときは、あらかじめ、その旨並びにその期間及び場所を所属長に申し出て、その承認を受けなければならない。

3 在宅勤務をすることができる場所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 職員が現に居住する住居

(2) 単身赴任中の職員の配偶者が居住する住居その他の前号に掲げる場所に準ずるものとして所属長が認める場所

4 在宅勤務は、1日、半日又は1時間（勤務時間条例第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、勤務時間条例第4条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、1日又は1時間）を単位として承認するものとする。

第22条第1項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）」を「勤務時間条例」に改める。

第27条中「第14条」の右に「、第20条の2第2項」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。